

# 補導委員活動のしおり

〔令和 2 年度改訂版〕

千 葉 県  
千葉県青少年補導員連絡協議会

# 目 次

## は し が き

### I 青少年補導員とは

- 1. 青少年補導員とは…………… 1
- 2. 青少年補導員の仕事…………… 1
- 3. しごとの限界…………… 2
- 4. 補導員の心構え…………… 2

### II 補導活動の実際

- 1. 補導の対象…………… 5
- 2. どんな少年に声かけするのか…………… 5
- 3. 少年の非行が行われやすい場所…………… 6
- 4. さあ、声をかけよう…………… 7

### III 参 考 資 料

- 1. 千葉県青少年健全育成条例…………… 10
- 2. 千葉県青少年健全育成条例施行規則…………… 25
- 3. 家庭における非行防止10ポイント…………… 31
- 4. 千葉県青少年補導員連絡協議会規約…………… 33
- 5. 千葉県内少年センター等一覧…………… 39

## は し が き

明るく健全な社会をだれもが望んでいる中で、青少年の非行は増加の一途をたどり、ますます複雑多様化しています。

家庭、学校、地域社会等が連携して、常に最新の情報を相互に交換し、非行防止活動や環境浄化活動等を行い、健全な青少年の育成に努力しなければならないと考えます。

千葉県では、各市より委嘱された補導員が、全県的な共通認識に立つて活動するため、昭和 52 年 10 月に千葉県青少年補導員連絡協議会が設立されました。

一層の連帯意識を高め、広域的活動に供するため、補導に関する基本的な事項や参考となる資料等をまとめた「補導（委）員活動のしおり」を作成いたしましたので、今後の補導活動を行ううえでの参考にしていただき、青少年非行防止に少しでも役立てていただければ幸いです。

なお、資料の提供など千葉県警察本部、千葉県環境生活部県民生活課及び千葉県青少年補導センター連絡協議会のご協力をいただきましたことに対し厚くお礼申し上げます。

令和 4 年 5 月発行

千葉県青少年補導員連絡協議会

# **I 青少年補導員とは**

## **1. 青少年補導員とは**

青少年補導員は、市長または教育長から委嘱を受け、青少年の非行化防止に努め、健全育成をはかることを目的として活動するものです。青少年補導員には、関係機関および団体等から推薦を受けた者を委嘱します。

## **2. 青少年補導員の仕事**

青少年が不良化、非行化することのないように早期発見し、注意助言等をするほか、青少年を取りまく有害環境の浄化に努めます。

### **(1) 街頭補導**

さかり場、映画館、ゲーム場及びパチンコ店等の遊技場、喫茶店、社寺境内、公園、駅その他非行や不良行為の行われやすい場所に出て、ぐ犯、不良行為少年を早期に発見し、適切な注意助言等を与え、正しく導く活動です。

### **(2) 少年相談**

少年センター、警察の少年センター、児童相談所、家庭裁判所等で行っています。補導員が少年相談を受けた場合は、相談に来た者から話をよく聞き、少年の善導に必要な注意助言をします。

補導員だけで解決できない、あるいは解決困難な内容の場合は上記の専門機関に連絡、紹介して、もっとも適切な措置がとられるようにします。

### **(3) 環境の浄化**

最近の少年を取りまく社会環境は、少年に有害な影響を与えるものが多くあります。とりわけ、非行の誘因となるテレビ、広告、出版物や非行少年のたま

り場となりやすいコンビニエンスストア、カラオケボックス、ゲームセンター等、未成年が購入しやすい酒、タバコ、有害図書類の自動販売機等の少年に与える影響は少なくありません。このような好ましくない社会環境に対して、少年非行防止の観点から積極的な排除等の活動を行います。

#### **(4) 少年非行防止のための地域社会の啓発**

補導員は、常にその地域の関係団体および地域住民と密接な連絡をとるとともに、地域のコミュニティ活動に積極的に参加して、少年非行防止、有害環境の排除等の啓発活動を行います。

### **3. しごとの限界**

補導員は、あくまでも一般社会人としての身分のもとに関係機関と連絡を取りながら活動する者であって、活動機能は限定され、その内容も「少年たちへの温かい思いやりの精神」を基調としたものでなければなりません。

したがって強制力はなく、相手方の納得を前提として、本来の目的に照らし、正しく、かつ妥当性をもった活動をする必要があります。警察官と同様な補導を行うことは好ましくないばかりではなく、かえってそれが事故を起こす結果ともなる恐れがあるので、行き過ぎのないよう注意しなければなりません。

### **4. 補導員の心構え**

少年非行の現況をみると、次代を担う少年が、このようなことでよいものかと、はかり知れない憂慮を感じるわけではないでしょうか。少年の非行は、社会全般の責任といわれているのですが、そうした責任感を含めて、少年の健全育成を念願し善導するためには、人の子もわが子と同じという考え方で少年に

接するべきであると思います。しかし実際に補導の手をさしのべてみると、そこには、なみなみならない苦勞と困難が伴うのもですが、又その反面、ひたむきな努力が報いられたときの喜びも大きいものがあります。

では、補導にあたる者は、どのような心構えや態度で少年に接したらよいでしょうか。

### **(1) 愛の精神に満ちた補導**

あくまでも、温かい人間愛に燃え、親心をもって補導にあたります。不良行為少年の冷たい心を温めて、明るい少年らしい心情を取りもどすには、温かい人間愛からほとばしる「愛のひとこえ」以外にはないということです。「愛のひとこえ」をかけてもらえない少年達は、路頭に迷い、悪の道に転落していくことが多くあります。

### **(2) 少年の特性の理解**

少年は、心身ともに成長期にあるため、他からの影響を受けやすく、直感的で弾力性に乏しく、行動的で熱しやすいなど、成人と異った心理的、生理的な特性をもっています。従って、少年との接し方に適切さを欠くと、少年の心情を害することになり、救える少年も救えなくなってしまうおそれがあるので、少年の特性をよく理解し、その対応を誤らないようにすることが大切です。

### **(3) 少年の長所の発見**

どんな少年にも、その少年だけがもつ優れた特性長所があるはずです。表面にあらわれた、問題となった事実だけにとらわれることなく、その原因となるものをつきとめ、少年のもつ長所や美点を探し求め、戒しむべきは戒め、認むべきは認めて、これをたたえて励まし、少年に喜びと希望を与え、規則正しい生活のリズムを身につけさせることが大切です。

#### **(4) 尊敬と信頼の獲得**

少年の補導は、人間関係のつながりによって行われるものですから、これらにあたる者は、少年やその保護者および関係者から信頼され、尊敬されることが大切です。

#### **(5) 冷静と忍耐**

補導にあつては、ただいたずらに問題の解決を急いだり、同情にかられることなく冷静にしかも忍耐強く、相手の心からの納得と信頼を得て、個々の対応を進めるようにすることが必要です。

#### **(6) 言葉づかい**

威圧したり、軽べつ的な言葉づかいをすることは厳に謹しみ、常におだやかな態度で接します。

#### **(7) 補導関係者との連絡**

補導上困難な場面に際会したときは、ひとりで解決に努めるよりは関係者の協力を得ることが大切です。

#### **(8) 人格の尊重**

補導するものの言動が少年に大きな影響を与えることをいつも認識して、たとえ非行に走っていた場合であってもその人格を尊重し、温かく包んであげる度量を持って接することが大切です。

#### **(9) 秘密の保持**

少年の将来を考え、少年の秘密はもちろんのこと家庭について知り得た秘密も堅く守ることが大切です。

秘密のもれることは少年ばかりでなく、学校や会社あるいは保護者の名誉や信用に影響するところが大きく、同時に従来 of 協力関係も失ってしまうことにもなりかねません。

## Ⅱ 補導活動の実際

### 1. 補導の対象

みなさんに一番指導していただきたいのが、非行の入り口にいる少年です。

下表は、問題行為を行った少年の呼称とその行為についてまとめたものです。  
資料を読みとるさいに役立ちますので、是非覚えておいて下さい。

| 少年別<br>区 分 | 年 齢              | 対 象 と な る 行 為 な ど                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 犯 罪 少 年    | 14 歳以上<br>20 歳未満 | 殺人、暴行、傷害、恐喝、窃盗などの犯罪を犯した少年                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 触 法 少 年    | 14 歳未満           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| ぐ 犯 少 年    | 20 歳未満           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者の正当な監督に服さない性癖がある。</li> <li>・ 正当な理由がなく家庭によりつかない。</li> <li>・ 犯罪性のある人や不道德な人と交際したり、いかがわしい場所に出入りする</li> <li>・ 自己または他人の徳性を害する性癖がある</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">いずれかに該当して、将来犯罪を犯すおそれがある少年。</div> |
| 要 保 護 少 年  | 18 歳未満           | 保護者などから虐待、酷使、放任されている少年や保護者のない少年。                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 不良少年行為     | 20 歳未満           | 飲酒、喫煙、たかりなど自己または他人の徳性を害する行為をした少年                                                                                                                                                                                                                                                                 |

### 2. どんな少年に声かけするか

- (1) ゲーム場遊び……県内の小・中学生がゲーム場に出入りできるのは午後6時までです。(保護者同伴を除く)
- (2) 盛り場徘徊……何の目的もなく盛り場をうろつく行為です。
- (3) 金 銭 乱 費……身分不相応な買い物、遊行をする行為です。
- (4) 金 品 持 出……保護者に無断で、自宅から金品、家財を持ち出し、勝手に処分する行為です。
- (5) 飲 酒 ・ 喫 煙……飲酒、喫煙し、または、正当な理由なく、酒、たばこ、それに供する器具を所持する行為です。

- (6) 不健全娯楽……18才未満の少年がスナック、パチンコ店、深夜飲食店、深夜興業などに出入りしたり、わいせつ図書を所持する行為です
- (7) 怠学……正当な理由なく、無断で学校を休み、また、早退等をして怠ける行為をいいます。
- (8) 不良交友……犯罪性のある人との交際等をいいます。
- (9) (深)夜徘徊……正当な理由なく、夜まで家庭以外の場所で遊んでいる行為です。
- (10) 家出……保護者の意志にそむいて、保護者のもとを離れる(無断外泊)行為です。帰宅する意志がないのを「家出」、帰宅する意志があって一時外泊するのを「無断外泊」といいます。
- (11) その他……危険な遊び、交通ルール無視、乱暴な言葉、服装の乱れ(誰が見ても異様で威圧感を受ける姿)、異性との好ましくない遊びなどです。
- (12) 刑罰法令に……万引き、その他の窃盗、凶器所持などです。  
触れる行為

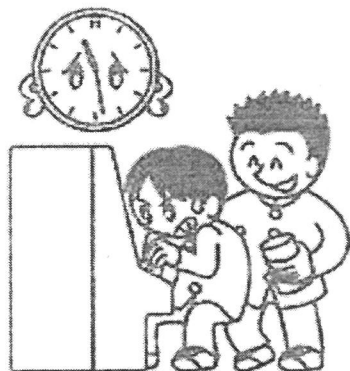
### 3. 少年の非行が行われやすい場所

- (1) 盛り場、駅構内及び周辺、バスターミナル、コイン洗車場、学校施設、公園、空地、イベント会場、海水浴場、その他危険な場所
- (2) ゲーム場、カラオケ店、ファーストフード店、ボウリング場、パチンコ店
- (3) 大型店(デパート、スーパー)、書店、おもちゃ店、CD・ビデオレンタル店、コンビニなど

#### 4. さあ、声をかけよう！

ここでは、実際の補導で次のような場面に出くわした時にどのように声をかければよいか例をあげてみました。

- (1) 学校に行っているはずの時間帯に、少年を本屋やゲームコーナーで見かけた場合。

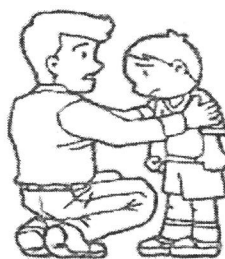


- よく見かける光景ですが、ほとんどの場合

「医者に行く」「行って来た」  
「今日は代休」と  
当然の理由をすらっと言ってのけます。

- そんな時は

「どこが悪いの」  
「どこの病院にいったの？」  
「なぜ休みなの？」と話しかけて下さい。



- (2) 公園等で、5～6人の少年がたむろしている場合。



- この場合は、なかなか声をかけるきっかけがありませんので、役者になったつもりで声かけをお願いします。

「友達待ってるの？」  
「今日は何かあるの？」

などと笑顔で呼びかけてみましょう。

(3) デパートのおもちゃ売り場（小物売り場）で試供品等をいじっている場合。

○ 興味を持って、やっていることについて質問してみましょう。

「何してたの？」  
「おもしろそうだね」等、  
そして「君はどれ持っているの？」  
と尋ねてみてください。



○ 女の子は小物（アクセサリー用品や化粧品）売り場に多くいますので、  
「これはどんな風に使うの？」  
「今、流行している物は？」等、軽く尋ねてみましょう。

(4) 小・中学生がゲーム場（大型店舗のゲームコーナーも含む）に出入りしている場合。

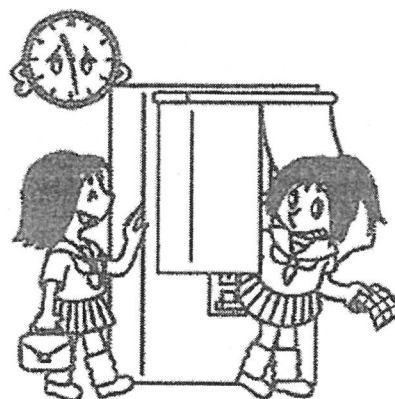
○ 県内の小・中学生のゲーム場の出入りは午後6時までですので、それ以後については声をかけてください。

○ ゲーム場では、前に説明しましたが、もう一つの方法として、黙ってゲームを見ていて下さい。

ただし、正面からではなく、真後ろからのぞき込むように見てください。

背後に人がいる気配がすると、どうしても振り返りますので、その時に声をかけてください。

「上手だねー」「おもしろそうだねー」  
「このゲーム、はやっているの？」などと



ちょっとひねって聞いてみると効果があります。

とにかく親しみを込めて、自分にも「君と同じくらいの子ども（孫）がいるんだ」ということも話して、楽しい会話をされるようお願いします。

(5) 目立たない所などでカップルがよりそっている場合。



- 公園、デパートの階段で見かける光景ですが、時、場所、その様子を考慮して声かけをお願いします。
- 日本人の感覚としては、見て見ぬふりをしてしまいがちです。また、他人のプライバシーに干渉することになり、声をかけるのがおっくうになります。

○ この方法としては、

「今の若い人はいいなあ」「楽しそうだね」等と言って  
「じゃまするようで悪いんだけど」

と断って、自分たちの若い頃の様子などをいろいろと話して下さい。

今の青少年も興味を持っていますので、話に乗ってきます。

そして大人目から見た、二人の様子を話してあげたり、現代の感覚について感じることを話したりしてください。

別れる時、「この辺はあぶないから気をつけてね」

「早く帰ろうね」等と促しましょう。

(6) 喫煙しているところを見かけた場合。



- 不良行為の中でははっきりとわかる行為です。  
しかし、こちら側の声のかけ方や言葉づかいしいでは思わぬしっぺ返し（反抗）を受けることもあります。
- 現物（タバコ）を見つけないと、非を認めません  
ので、見かけたら  
「まだ、タバコは早いんじゃないかな？」  
「タバコは体に悪いよ」等とすぐ声をかけてください。

○ 一人、二人と少人数の場合は、上記の方法でも比較的素直に認めますが、4～5人ぐらいになると、集団心理の作用もあり、なかなか非を認めようとしません。

大人数の場合は、

「タバコおいしい？」「タバコやめられないの？」等  
彼等の気持ちをうまくリードしながら注意を喚起してください。  
少年自身もタバコは悪いことだと十分認識していますので、そうした気持ちを引き出すように話を進めてください。